



SWIFT
-
一般
契約条件

2007年7月16日

本書は日本語参考訳です。英語版が優先します。

この文書は顧客(SWIFT ユーザー、SWIFT パートナー、サービスビューロー)が SWIFT のサービスおよび製品を使用するにあたっての SWIFT 一般契約条項を明定した SWIFT 契約書の諸契約条件を規定するものです。

一般契約は主として SWIFTNet メッセージングサービス(SWIFTNet InterAct、SWIFTNet FileAct、SWIFTNet Browse、SWIFTNet FIN、SWIFTNet FINCopy、SWIFTNet FINInform) およびそれに関連するサービスや製品(SWIFTNet PKI、SWIFTNet Integration Software、SWIFT セキュア IP ネットワーク(SIPN)や SWIFTNet Link、SWIFTAlliance Software へのアクセスなど)の使用について規定します。

SWIFT のサービスや製品を使用することを検討しているユーザーや、全般的に SWIFT のサービスや製品の使用を規定している契約の枠組みについて検討したいユーザーは、本一般契約条件を必ずお読みください。

本一般契約は、各サービスドキュメントで特定されている、SWIFT のサービスおよび製品の使用に詳しい個別の使用条件と併せてお読みください。

本一般契約の最新版を入手していることを確認してください。最新版は以下で入手することができます。www.swift.com > About SWIFT > Legal > SWIFT offering

S.W.I.F.T. SCRL, Limited Liability Cooperative Society ("SWIFT")

Avenue Adèle, 1 – 1310 La Hulpe - Belgium

Tel.+32 2 655 31 11 - Telefax +32 2 655 32 26 – BIC SWHQBEBB - Telex 26532 SWBRU B

VAT:BE 0413.330.856 - Company Register:Nivelles

Bank account:ING 310-1197300-18 – IBAN BE50 31011973 0018 – BIC BBRUBEBB

Copyright © SWIFT 2007. 無断複写・転載を禁じます。SWIFT、S.W.I.F.T.、SWIFT ロゴ、Sibos、SWIFTNet、SWIFTAlliance、SWIFTStandards、SWIFTReady、および Accord は S.W.I.F.T. SCRL の商標です。SWIFTSolutions、SWIFTWatch、SWIFTSupport など、その他の SWIFT 関連サービスおよび製品の名称は S.W.I.F.T. SCRL の商号です。

1. 用語定義

文脈と矛盾する場合もしくはその旨が指定されている場合を除き、大文字で始まる用語は以下に規定されている意味、もしくは関連したサービスディスクリプションで規定されている意味で使用されます：

- 1.1 「付随ソフトウェア (Accompanying Software)」は条項 4.5.8.8 で規定されている意味で使用されるものとします。
- 1.2 「公認サードパーティ (Authorised Third Parties)」は条項 4.5.1 で規定されている意味で使用されるものとします。
- 1.3 「CUG」または「クローズドユーザーグループ (Closed User Group)」は、SWIFT サービスの利用状況およびサービスにアクセスするための SWIFT 製品使用状況によってグループ化されたユーザーの部分集合です。
- 1.4 「顧客 (Customer)」は SWIFT のサービスおよび製品に登録している SWIFT ユーザー、SWIFT パートナー、もしくはサービスビューローのことであり、不明確さを回避するため、サービスアドミニストレーターも顧客に含まれることをここに明記します。
- 1.5 「不可抗力 (Force Majeure)」は、条項 8.8 で規定されている意味で使用されるものとします。
- 1.6 「法的責任 (Liability)」は、条項 4.5.9 で規定されている意味で使用されるものとします。
- 1.7 「使用許可目的 (Permitted Purpose)」は、ソフトウェアに関して顧客が許可された使用目的を意味しており、サービスディスクリプションにより限定的に規定されています。
- 1.8 「監督当局 (Regulatory Authority)」は、SWIFT、顧客 (サービスアドミニストレーターを含む)、サービスプロバイダー、SWIFT のサービスおよび製品の使用を監督する権限を持つあらゆる規制当局、政府当局、行政体、政府機関を意味します。
- 1.9 「サービス (Service)」は、SWIFT が提供しているあらゆる付加価値サービス (FIN、Accord サービス、SWIFT Solutions など) もしくは SWIFT のサービスおよび製品を使用している登録顧客がアクセスしているサービスプロバイダーが提供している付加価値サービス (Real Time Gross Settlement、 Cash Reporting サービスなど) を意味します。
- 1.10 「サービスアドミニストレーター (Service Administrator)」は、SWIFT が提供していないサービスに関して、顧客がその関連した CUG に登録することを承認し、SWIFT のサービスおよび製品の提供に関するサービスパラメータを定義する組織です。
- 1.11 「サービスビューロー (Service Bureau)」は、SWIFT 接続コンポーネントのホストやオペレーション、ログイン、SWIFT ユーザーのセッション管理やセキュリティ管理など SWIFT 接続における日常業務サービスを SWIFT ユーザーに提供する、非 SWIFT ユーザーの組織です。 サービスビューローに関するより詳細な情報は、SWIFT サービスビューローポリシー (SWIFT Service Bureau Policy) を参照してください。
- 1.12 「サービスディスクリプション (Service Description)」は、SWIFT のサービスおよび製品の特長や機能について説明しているドキュメントのことであり、SWIFT により適宜発行されています。
- 1.13 「サービスドキュメント (Service Documentation)」は、SWIFT のサービスおよび製品の使用や提供に関してより具体的な契約条件などの詳細が記載された、SWIFT により発行されている文書やその他の発行物 (紙媒体での文書もしくは電子媒体での物に関わらず) を意味します。 またサービスドキュメントは、SWIFT 契約書、本一般契約条件、サービスビューローポリシー、データ復旧ポリシー

(Data Retrieval Policy)、サービスディスクリプション、SWIFT オンラインサポートサービス情報 (www.swift.com) およびそこで言及されている範囲にあるその他の文書や発行物などから構成されています。

- 1.14 「サービスプロバイダー (Service Provider)」は、サービスを提供する (SWIFT 以外の) 組織を指します。
- 1.15 「ソフトウェア (Software)」は、SWIFT が顧客に提供しているあらゆるソフトウェア、資料、関連ドキュメントのことです。 不明確さを回避するため、ソフトウェアに付属ソフトウェアは含まれないことをここに明記します。
- 1.16 「SWIFT」は Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SCRL を表しており、登記住所は Avenue Adèle 1, 1310, La Hulpe, Belgium です。
- 1.17 「SWIFT 契約書 (SWIFT Contractual Arrangements)」は、本一般契約において言及されている場合、SWIFT の製品とサービスに登録するため SWIFT により作成された登録申込書、オーダーフォーム、引受書で顧客が正当な手続きをしたもの、また特定のサービスを提供するため係る SWIFT のサービスと製品の導入やオペレーションに関連し、SWIFT とサービスアドミニストレーターの間において様々なサービス条件の定義なども含め締結されるサービス合意書 (service agreement) を意味します。
- 1.18 「SWIFT グループ (SWIFT Group)」は、SWIFT、SWIFT の各支店、SWIFT の過半数所有子会社から構成されています。 (SWIFT グループに関するより詳細な情報は、www.swift.com を参照してください)。
- 1.19 「SWIFT パートナー (SWIFT Partner)」は、SWIFT のサービスと製品の使用に関して SWIFT ユーザーにアプリケーションおよびサービスを提供する、当該 SWIFT パートナー登録プログラムの下で SWIFT により認可された組織です。
- 1.20 「SWIFT ユーザー (SWIFT User)」は、SWIFT 定款に基づいて SWIFT のサービスや製品の一つまたは複数使用するユーザーであると正式に承認された組織です。 SWIFT ユーザーには、メンバー (Members)、サブメンバー (Sub-members)、パーティシパント (Participants) の 3 つのカテゴリがあります。
- 1.21 「SWIFT のサービスと製品 (SWIFT Services and Products)」は、当該 SWIFT 契約書に基づき、またサービスディスクリプションにより詳述されている条項に基づき、登録している顧客に提供される SWIFT の製品もしくはサービスを意味します。 不明確さを回避するため、SWIFT のサービスおよび製品にはあらゆるソフトウェアが含まれることをここに明記します。
- 1.22 「サードパーティ (Third Party)」は条項 4.5.8.7 で規定されている意味で使用されるものとします。
- 1.23 「サードパーティライセンス条件 (Third-Party Licence Terms)」は条項 4.5.8.7 で規定されている意味で使用されるものとします。

2. 解釈

- 2.1 SWIFT のサービスおよび製品の提供に関連して言及される、SWIFT により発行されているドキュメントやフォームは、文脈上異なる場合を除き、かかるドキュメントやフォームの入手可能な最新版を指しているものと解釈します。
- 2.2 個人に対して言及されている場合は、文脈上異なる場合を除き、当該個人のほかその個人の被雇用者、監督者、代理人、下請業者などを含め、その個人が責任を有すると判断される範囲の人物を指しているものと解釈します。

- 2.3 表題や見出しは便宜上使用されているだけであり、いかなる意味でも条項の解釈に使用されるものではありません。
- 2.4 一般原則や単語は、特定の事例が明示されているという事実によりその意味が限定されるものではありません。
- 2.5 単語「例えば(such as)」、「特に(in particular)」、「通常は、典型的に(typically)」、「～を含む(include)」、「～を含めて(including)」は制限なく解釈されるものとします。
- 2.6 本一般契約とサービスドキュメントに含まれるその他のドキュメントの間でなんらかの矛盾や不一致がある場合は、以下の優先順位が適用されます：
- SWIFT 契約書(SWIFT Contractual Arrangements)
 - 本一般契約(General Terms and Conditions)
 - SWIFT のサービスおよび製品の提供または使用に適用される SWIFT ポリシー
 - サービスディスクリプション(Service Descriptions)
 - SWIFT のサービスおよび製品の提供または使用に適用される、サービスドキュメント(通常はインストール関連、もしくはより全般的なユーザーガイドなど)に含まれているその他の契約条件
- 3. サービスドキュメント - 電子記録と署名 - SWIFT のサービスおよび関連製品における変更**
- 3.1 SWIFT はサービスドキュメントを英語からその他の言語に翻訳する場合があります、また顧客やサードパーティにかかる翻訳の実行を許可する場合があります。但し、SWIFT により発行された正式な英語版のサービスドキュメントのみが有効なものとなります。
- 3.2 いずれの当事者も、SWIFT のサービスと製品の登録および使用に関連して使用される電子署名や交換される電子文書に対し、それらが電子的形式であるという事実によりその妥当性について異議を唱えるものではありません。
- 3.3 SWIFT は、顧客に提供するサービスドキュメントを、SWIFT ネットワークやインターネットなどの電子的手段を含め適切な電子的形式や媒体で作成する権利を有します。
- 3.4 いずれの当事者も、文書や記録が電子的な形式であることを理由にその許容性に異議を唱えるものではありません。またいずれの当事者も、紙以外の形式や媒体による記録および文書が紙に記されたもの(該当する場合)と同様の法的効力を有し、それにより紙に記されたものと同様の法的拘束力を有することを承諾するものとします。
- 3.5 変更**
- 3.5.1 SWIFT は、妥当な事前通知を行うことにより、SWIFT のサービスと製品およびサービスドキュメント(SWIFT 契約書を除く)を変更する権利を有します。通常、SWIFT のサービスと製品の変更は SWIFT リリースタイムラインで発表されます。
- 原則として、SWIFT はソフトウェアのマークリリースおよびそれに関連するドットリリースやパッチを、その次のマークリリースが入手可能となった日付から6ヶ月間、もしくは SWIFT が通知した期日までサポートするものとします。但し、SWIFT が当該ソフトウェアの必須ドットリリースやパッチをその次のマークリリースに先立って発表した場合、顧客はそれらを可能な限り早期にインストールしなければならないものとします。
- 3.5.2 いかなる変更に対しても、これに反対である顧客は当該の変更により影響を受ける SWIFT サービスと製品の提供を受けること(条項

3.5.3 を条件として)、また条項 9 の条件に従って単独かつ排他的な権利および救済策を受けることを終了することができます。但し、顧客は変更が通知された日付から 1 ヶ月以内にこれを行う必要があり、またいかなる場合でも以下の点について SWIFT が納得するものを明示しなければなりません。

- 変更に対して妥当な異議があること
- 変更が、SWIFT のサービスと製品の提供に関する契約条件に実質的な悪影響を与えること

3.5.3 SWIFT はいかなる場合においても、妥当な事前通知(緊急時には可能な限りの事前通知)を行った上で、SWIFT のサービスと製品および関連するサービスドキュメントに対して以下の事由に基づく変更を行う権利を有します。

- SWIFT のサービスと製品に関するセキュリティ上の問題で変更が必要とされる場合
- 監督当局により、変更が要求されたもしくは必要となった場合

かかる状況においては条項 3.5.2 に記述されている契約終了の権利は適用されませんが、SWIFT および顧客(場合によっては)はこの変更によって引き起こされる可能性がある SWIFT のサービスと製品全体に対する悪影響を限定するよう、妥当な全ての努力を行うものとします。

4. SWIFT のサービスと製品

4.1 一般利用条件

顧客は、SWIFT のサービスと製品の利用には特定の適格条件およびその他の条件を満たしている必要があることを承諾するものとします。原則として、SWIFT のサービスと製品への登録と使用にあたっては、顧客は場合により SWIFT ユーザー、SWIFT パートナー、サービスビューローである必要があります。顧客は使用可能な SWIFT サービスと製品を確認するためには、SWIFT 契約書を参照するものとします。

4.2 SWIFT 契約書の受諾

SWIFT が受諾していない限り、いかなる SWIFT 契約書も SWIFT を拘束するものではありません。SWIFT 契約書の受諾は、顧客が SWIFT のサービスと製品に登録したことを SWIFT が確認した時点で、または SWIFT が署名した時点で有効となります。SWIFT は、SWIFT のサービスと製品に顧客が登録した旨を、SWIFT ネットワークやインターネットなどの電子的手段を含め適切な電子的形式や媒体で確認する権利を有します。

4.3 SWIFT のサービスと製品を提供する SWIFT の義務

SWIFT はサービスディスクリプションに記載されている事項に従い、SWIFT のサービスと製品を提供するよう商業的に適切な努力をするものとします。

顧客が SWIFT のサービスと製品もしくはサービスドキュメントをダウンロードする場合、当該顧客は SWIFT がそれをダウンロード可能な形式で適切なサイトにアップロードした時点で、SWIFT の当該サービス・製品を顧客に提供する義務から解除されることに同意・受諾するものとします。

SWIFT のサービスと製品が出荷される場合、SWIFT は当該サービスと製品が顧客に利用可能となるまではその喪失もしくは損傷に対する責任を負うものとします。

4.4 SWIFT のサービスと製品の一時停止

SWIFT は SWIFT のサービスと製品の全体もしくはその一部の提供を、以下の理由により一時的に停止することがあります(通常、事前通知済みのダウンタイムウィンドウ期間中):

- SWIFT のサービスと製品の定期メンテナンスを実行もしくはそれを可能にするため
- SWIFT のサービスと製品をアップグレードする必要がある場合、もしくは当該サービスと製品の提供内容を変更する必要がある場合

また SWIFT は SWIFT のサービスと製品の全体もしくはその一部の提供を、以下の理由によっていかなる時でも一時的に停止することができるものとします:

- セキュリティ上の問題のため、もしくは適切なパフォーマンス確保のため
- 監督当局からの命令、指示、要請に従うため
- 顧客もしくは関連するサービスアドミニストレーターに実質的な不履行があった場合

SWIFT は、さらに顧客に対して、その顧客による SWIFT のサービスと製品へのアクセスまたは使用が、当該サービスと製品の安全性、信頼性、耐障害性に悪影響を及ぼすか、または SWIFT の評判、ブランド、業務上の信用や誠意に悪影響を及ぼす、もしくは及ぼす可能性があるとする入手可能な証拠に基づき、SWIFT のサービスと製品の全てまたはその一部の提供を中断することができるものとします。

上記の一時停止の場合においても、SWIFT は当該顧客に適切な時間的余裕を持って書面にて事前通知するか、緊急の場合にはできる限り早く通知するものとします。

本条項の目的のため、SWIFT は SWIFT ウェブサイトおよび e メールでの通知を含め多様な手段で顧客に通知できるものとします。

不明確さを回避するため、SWIFT は SWIFT のサービスと製品の提供の一時停止を、かかる事情の下で妥当と判断され必要である場合に限り、本付帯条項に基づきその適用を限定するものとします。

4.5 顧客の一般責任

4.5.1 一般義務

顧客は、SWIFT のサービスと製品の適切なバージョン、リリース、パッチにアクセスすることに加え、それらを適切な場所からダウンロードし、適切なインストールやオペレーションを行うものとします。また顧客は SWIFT のサービスと製品の使用に関して単独で責任を有するものとし、当該サービスと製品の使用は単独のリスクで行うものとします。

顧客は SWIFT のサービスと製品の提供を受けることおよびその使用において、当該サービスドキュメントおよび SWIFT との契約上有効なあらゆる指示 やガイドラインに従うものとします。顧客は 入手可能な最新版のサービスドキュメントを入手していることを確認し、www.swift.comを定期的に参照することにより SWIFT のサービスと製品の提供を受ける事とその使用に関する最新情報を取得するものとします。サービスドキュメントで明確に許可されている場合を除き、SWIFT のサービスと製品をダウンロード、所有、インストールもしくは使用(場合によって)する権利は契約書を締結した当事者に属するものであり、顧客は以下の場合を除きいかなる第三者にも SWIFT のサービスと製品へのアクセスを許可してはならないものとします:

- 顧客(当事者)の代理として SWIFT のサービスと製品にアクセスする必要がある、当事者組織の社員やその他の責任ある個人

- SWIFT サービスビューローポリシー(SWIFT Service Bureau Policy)に従って顧客により選任されたサービスビューローなど、サービスドキュメントで明確に許可されたその他の第三者

不明確さを回避するため、顧客はかかる第三者(「承認済みの第三者」)による SWIFT のサービスと製品のダウンロード、所有、インストールもしくは使用(必要に応じて)を顧客のビジネスオペレーションに必要な場合、もしくは同一の SWIFT 接続を共有している他の顧客の業務オペレーションに必要な場合のみに限定するものとします。更に、顧客は承認済みの第三者に対して顧客自身が許諾されている使用権利を越えて許可できないものとし、また顧客自身が許諾されている権利と当該承認済みの第三者に対して許可できる権利の範囲が異なる場合には、サービスドキュメントで許可されている範囲のみ使用権利を許可できるものとします。最後に、顧客は当該承認済みの第三者が顧客自身に適用するサービスドキュメントと同様の使用条件に従って、もしくは当該承認済みの第三者に適用される使用条件に従って、SWIFT のサービスと製品にアクセス・使用する事を確実にするものとします。

4.5.2 問題が発生した場合における義務

前述の一般義務に従い、顧客は以下に関して商業的に妥当な努力をするものとします:

- SWIFT のサービスと製品の利用に関連して問題がある場合、当該問題の SWIFT サポートセンターへの迅速な通知
- 問題の特定、調査、解決にあたり SWIFT と協力を行い SWIFT を補佐する。また SWIFT により出された、または SWIFT に出された効力をもつその他のガイドライン、指示に従うこと
- 問題の解決が顧客の責任範囲である場合にはこれを迅速に解決し、その旨を SWIFT に通知する
- SWIFT のサービスと製品を提供されることに関する問題を排除し、問題が解決された際に通常のオペレーション状態に戻すため、SWIFT が実施、要求したあらゆる復旧(リカバリー)/代替(フォールバック)手順やアクションへの正確かつ迅速な対応

- SWIFT のサービスと製品の機密性、整合性、可用性を損なう可能性がある安全性違反行為もしくは違反未遂を発見した場合、SWIFT のサービスと製品の不正使用を発見した場合における、SWIFT への迅速な通知

- SWIFT のサービスと製品の利用に関連して生じる可能性がある、あらゆる損失や損傷の軽減

4.5.3 データ保護の義務

SWIFT は、SWIFT のサービスと製品の提供、SWIFT のガバナンスの目的に関連して SWIFT が収集した個人情報(顧客の社員やセキュリティオフィサーの連絡先など)、顧客が SWIFT のサービスと製品の使用に際して SWIFT に提供した個人情報(顧客が送信するメッセージやファイルに含まれる個人情報や、顧客が SWIFT に発行を依頼する PKI 証明書に含まれるデータなど)を利用、処理する可能性があります。かかる状況での双方の当事者の権利と義務は、SWIFT 個人情報保護ポリシー(SWIFT Personal Data Protection Policy)に記載されています。当ドキュメントの最新版は、www.swift.com > About SWIFT > Legal で入手することができます。

4.5.4 データ機密保護の義務

顧客は、顧客の SWIFT システム上および顧客の責任範囲の SWIFT 接続セグメント上のデータ(通信、メッセージ、構成データなど)の機密性、正統性、可用性を確実に保全することに同意するものとします。特に、顧客は物理的にも論理的にも承認された社員のみが SWIFT システムや SWIFT 接続・アクセスすること、最新のウイルススキャンソフトウェアのインストール、バックアップ手順の実行、SWIFT システムおよび SWIFT 接続と同様の安全性に基づくバックアップ確保を確実に行うものとします。また顧客は、プライマリシステムおよびプライマリ接続に障害が発生した際における休止時間(ダウンタイム)を最小限に抑えるよう、SWIFT が適宜発表している耐障害性(レジリアンス)を高めるための推奨環境に基づく耐障害性の高いオペレーション環境を構成することを確実に実行するものとします。

4.5.5 監査、アクセス、協力の義務

顧客は SWIFT から書面により事前に要求された場合、以下を SWIFT に速やかに提供するものとします:

- SWIFT の使用または SWIFT のサービスと製品の公認サードパーティによる使用に関連して、SWIFT が妥当な理由で請求した情報の書面エビデンス、顧客により作成されたソフトウェアのコピーの数、その導入場所、承認済みの第三者により作成または配布されたコピーの数などの詳細
- 全ての関連ロケーションへの合理的アクセス(直接的あるいは間接的に)を可能にし、また SWIFT が顧客の合理的なセキュリティポリシーに従い、顧客のオペレーションにおける混乱を最小限に抑制するよう商業的に妥当な全ての努力を行います。SWIFT の使用をチェックできるようにするため、前述に基づき全証拠書類の提出を行い、これに関連して SWIFT より合理的に要求のある全設備、情報、協力、その他サービス等を顧客は SWIFT に提供するものとします。

4.5.6 業界慣行、適用法令および規制の順守

SWIFT のサービスと製品の使用、一般的にその業務遂行において、顧客は常に合理的な判断に基づいて適正にこれらを実施し、適正な業界慣行および関連の適用法令や規制を順守するものとします。特に、顧客は銀行規制、マネーロンダリング規制法、競争法(独占禁止法)、データ通信法などを含むいかなる法令、規制、もしくは第三者の権利が侵害されないことを確実にするため、必要かつ妥当な許諾や承認を得なくてはなりません。また顧客は、SWIFT のサービスと製品を受けること、その使用に関連するあらゆる技術や資料(暗号化技術や用具も含む)の輸出、輸入、使用に関連する全ての適用法令を順守しなくてはなりません。特に、顧客は適切な政府の許認可(必要である場合)を事前に取得することなく、SWIFT のサービスと製品を輸出、輸入することはできません。SWIFT のサービスと製品を使用するにあたり、SWIFT は顧客のオペレーションの信頼性やセキュリティ向上の設備や機器類を顧客に提供することがありますが、当該設備や機器類の提供は、適正な業界慣行の順守や顧客のオペレーションに適用される義務や責任の負担を代替するものではありません。

4.5.7 オペレーティング要件の順守 - 正規インターフェースの必須使用

顧客は SWIFT のサービスと製品を使用するにあたり、そのオペレーティング要件を順守するものとします。

特に、顧客は SWIFT のサービスと製品を使用する際に必要または妥当なサービスドキュメントに記載のあるハードウェア、ソフトウェア、その他機器類、設備サービス(提供元が SWIFT であるかサードパー

ティであるかに関わらず)を適切に取得、インストール、構築、使用、保守する必要があります。

該当する場合(通常は SWIFTNet FIN インターフェース、SWIFTNet RMA インターフェース、SWIFTNet Communication インターフェース)、顧客はこれに加えて正規のインターフェースを使用しなければなりません(SWIFT インターフェース適格プログラム(SWIFT interface qualification programme)および SWIFT またはサードパーティにより提供されている正規インターフェースに関するより詳細な情報は、www.swift.com > Partners > Solution Partners > Interface qualification を参照してください)。

4.5.8 ソフトウェアライセンスに関する義務

提供される SWIFT のサービスと製品にソフトウェアが含まれている場合、以下のライセンス条件が適用されます:

4.5.8.1 本一般契約条件およびサービスドキュメントで規定されている特定のライセンス条件に従い、SWIFT は使用許可目的に従ってソフトウェアを使用(およびその旨が明確に許可されている場合は配布)する譲渡不可の非独占的使用権を顧客に許諾します。

4.5.8.2 SWIFT により明確に許可されていない限り、顧客は以下の行為を実行したり、第三者に対してこれを実行することを許可する権利を保有しません:

- ソフトウェアの改訂、増補、またはその他の変更、ソフトウェアに基づく派生物の作成
- ソフトウェアの翻訳、デコンパイル、ディスアセンブル、リバースエンジニアリング、その他の再作成またはソースコードの割り出し(適用される法律によって明確に許可されている場合を除く)
- ソフトウェアの貸出し、貸借、販売、サブライセンス化、配布、および第三者へのアクセス許可、提供、譲渡(但し顧客の社員や担当者など顧客の責任および管理の範囲下であり、顧客の代理としてソフトウェアを使用する必要がある人物、もしくは条項 4.5.1 で規定されている場合を除く)
- ソフトウェアの一部もしくは全体を他のプログラムと合体させる
- ソフトウェアの複製
- ソフトウェアの本体など物理的な部分に表示されている、もしくはその内部に含まれている著作権、所有権、記号、銘などを削除、変更、カバー、覆い隠すこともしくは見えないようにすること

4.5.8.3 SWIFT は、ソフトウェアが契約書および適用されるサービスディスクリプションに従って正しく使用されることを条件として、受納時に受納後 90 日間、ソフトウェアがその機能仕様書に記載された通りに動作することを保証します。しかし、顧客がソフトウェアがサービスディスクリプションに記載された事項に従って動作しない旨を SWIFT が納得する合理的な形式で SWIFT に通知し、かつ SWIFT がその不具合または欠陥の内容に基づき妥当な期間内に、発生した不具合や欠陥を修正することができない場合、顧客は唯一かつ排他的な権利救済措置としてかかる不具合または不良のあるソフトウェアの代金手数料として SWIFT に支払った金額を SWIFT から返金される権利を有するものとします。更にこれに基づいて SWIFT 契約書で締結された契約は終了されるものとします。

4.5.8.4 ソフトウェアのインストールは、顧客単独の責任となります。顧客は、インストール先として SWIFT に通知し、SWIFT から合意を得たサイトのみソフトウェアをインストールするものとします。当該サイトを変更する場合には、事前に SWIFT から書面による許可を得る必要があります(この許可は不当に保留または遅延されないものとします)。

4.5.8.5 顧客は、適用される法律で別途明記されていない限り、バックアップや災害時の復旧を目的とする必要なソフトウェアの複製を作成する権利を有します。

4.5.8.6 顧客は、SWIFT が現在サポートしているソフトウェアのリリースまたはパッチのみを使用するものとします。顧客は、特に以下のことを確実にする必要があります：

- ソフトウェアのサポートおよびメンテナンスサービスへの登録
- 適宜必要な期間内にソフトウェアの新リリースおよびパッチのインストール、旧リリースおよびパッチの削除

詳細な情報が必要な場合、顧客はソフトウェアのリリースもしくはパッチに添付されている説明書、または一般的には SWIFT リリーススケジュール(SWIFT release timeline)を参照するものとします。

4.5.8.7 顧客は、サービスディスクリプションに記載されているように、ソフトウェアに所有権がサードパーティ(「サードパーティ」)に帰属するソフトウェアが含まれる場合があり、SWIFT はサードパーティによるソフトウェアのサブライセンスを顧客に許諾する権利を有していることを承諾するものとします。サードパーティによるソフトウェアのインストールおよび使用には、SWIFT からの通知によって(例えば「オンスクリーン」または「クリックラップ」により契約条件が顧客に表示されるなど)サードパーティライセンス(「サードパーティライセンス条件」)により課せられた追加ライセンス条件に顧客が合意することが必要となる場合があります。SWIFT はサードパーティライセンス条件とサービスドキュメントの記載事項に矛盾がないよう商業的に妥当な努力を行います。矛盾が生じた場合にはサードパーティライセンス条件が優先します。サービスドキュメントの記載事項で、サードパーティ自身が顧客にサポートやメンテナンスを提供することを義務付ける内容はありません。顧客がサードパーティライセンス条件に対して異議がある場合、顧客は唯一かつ排他的な権利救済措置として、条項 9 に従いサードパーティライセンス条件に基づく SWIFT のサービス製品の使用を終了することができます。但し、顧客はサードパーティライセンス条件の通知時点から 1 ヶ月以内に異議申し立てを実行しなければなりません。いかなる場合でも、かかるサードパーティライセンス条件により影響される SWIFT のサービスと製品の提供終了にあたり、顧客は以下の事項を SWIFT が納得するように明示しなければなりません：

- サードパーティライセンス条件に対して合理的な異議があること
- サードパーティライセンス条件が、SWIFT のサービスと製品の提供に関する契約条件に実質的な悪影響を与えること

4.5.8.8 条項 4.5.7 の権利を侵害することなく、SWIFT はソフトウェアと連携して使用する追加ソフトウェア(「付属ソフトウェア」)をサービスディスクリプションに記載されている事項に従い提供することがあります。付属ソフトウェアのインストールおよび使用に関して、SWIFT は何ら責任を持つものではありません。従って、顧客は付属ソフトウェアのインストールおよび使用に必要な適切なライセンスを全て事前に取得するものとします。

4.5.9 損害補償の義務

顧客は、以下の結果として SWIFT が被るに至ったあらゆる法的措置、債務、申し立て、要求、損失、損害、訴訟、費用または経費(訴訟の妥当な費用および経費を含む)を賠償し、これらの被害から SWIFT を全面的かつ効果的に守るものとします：

- 顧客が条項 4.5 に記述されている義務の順守に失敗した
- SWIFT のサービスと製品に顧客もしくは公認サードパーティがアクセスまたは使用した

かかる債務が SWIFT の責任範囲である場合を除きます。

5. 保証

5.1 SWIFT は、適正な業界慣行に則った配慮と技術をもって SWIFT のサービスと製品を提供します。

5.2 条項 6 に従い、別途書面で顧客に通知していない限り、SWIFT は顧客が SWIFT により許可された条件に基づいて SWIFT のサービスと製品にアクセスおよびこれを使用している場合、第三者のいかなる所有権をも侵害しないことを保証します。

5.3 本一般契約条件に記載された条項を侵害することなく、SWIFT は SWIFT のサービスと製品が永遠に継続されること、誤謬がないこと、全ての不具合が修正されることを保証するものではありません。

5.4 前述を侵害することなく、また適用される法律で禁止されている範囲を除き、SWIFT はいかなる保証をも与えるものではなく、また条件に関するあらゆる保証、品質、パフォーマンス、商品適格性、SWIFT のサービスと製品もしくはその一部の目的適合性を含む(但しこれに限定されることなく)SWIFT のサービスと製品の提供に関して、明示あるいは黙示を問わず、法定ないし別の方法で定められているあらゆる保証を明確に除外し否認するものとします。

6. 知的所有権の補償

6.1 SWIFT のサービスと製品に含まれている、もしくはそれに関連して作成および供給されたあらゆる資料や文書に記載されている全ての所有権、著作権、商標、特許権、およびその他の知的所有権を含む権利は、関連プロセスや派生著作物に関するあらゆる権利に至るまで、唯一そして独占的に SWIFT もしくはそのライセンサーに属しています。SWIFT のサービスと製品に関して、SWIFT はサービスドキュメントに明確に許可されている以外に権利を許可するものではありません。

6.2 顧客が SWIFT 契約書の下で許可された範囲や方法で SWIFT のサービスと製品を使用することにより、その特許権、著作権または同様の知的所有権を侵害すると第三者が正式に申し立てた場合、裁判所がかかる申し立てを認め、また顧客がかかる申し立てがなされたことを SWIFT に対して書面で直ちに通知し、かかる申し立てに対する SWIFT の弁護および解決を脅かすまたは侵害することをせず、かかる申し立てに対する弁護および解決に関して SWIFT が単独かつ完全な管理権を有することを直ちに了承したことを条件に、SWIFT はかかる申し立ての弁護と解決に関する管理権を SWIFT に受け渡すことも含めて顧客が被った訴訟の妥当な費用、および裁判所が顧客に対して支払うよう命じた損害を SWIFT の自己費用で支払うことで、顧客に対して補償するものとします。

6.3 裁判所の命令により、SWIFT のサービスと製品の全体もしくはその一部が第三者の知的所有権を侵害していると判断された場合、またその使用や提供が禁止もしくは阻止された場合、SWIFT は自らの合理的な裁量および費用負担にて、以下のいずれかを実行する商業的に妥当な全ての努力を行うものとします：

- 顧客が SWIFT のサービスと製品のダウンロード、所有、インストール、使用(場合によっては)を継続できる権利を取得する
- 権利侵害とならないよう SWIFT のサービスと製品を変更、交換、改修し、顧客はかかる変更または改修された SWIFT のサービスと製品が入手可能となった段階で可能な限り早くそれに代替する

6.4 全ての商業的に妥当な努力を行ったにも関わらず、SWIFT が上述の条項 6.3 の対応を効果的に実施できなかった場合、SWIFT はこ

れにより影響を受ける SWIFT のサービスと製品の提供を、顧客が当該 SWIFT のサービスと製品に対して支払った初期費用(もしあれば)を返金すること以外の更なる債務や負債を負うことなく終了させる権利を有するものとします。

- 6.5 本条項 6 は、第三者の権利侵害、侵害に対する申し立て、条項 5.2 に対する違反に関して顧客の唯一かつ排他的な権利および救済措置について記述しています。不確かさを回避するため、本条項 6 にある顧客の権利および救済措置は条項 8 の制約下にあることを明記します。

7. 料金と費用

顧客は、SWIFT のサービスと製品の導入および提供を受けることに関連して発生する全ての料金と費用を SWIFT に支払うものとします。当該料金と費用について、SWIFT は適宜顧客に通知します。同様に、SWIFT による請求および顧客による支払いに関連する契約条件も SWIFT により顧客に適宜通知されます。

8. 責任と債務

- 8.1 本条項 8 のその他の条項に従い、SWIFT は顧客に対して SWIFT のサービスと製品の提供または使用に関連する債務(それが契約、不法行為、またはその他のいずれに基づくものであっても)を、以下の場合に限り負うものとします：

- SWIFT の怠慢または故意の不履行による死亡、身体傷害
- SWIFT の怠慢または故意の不履行により顧客の有形財産に発生した物理的損害や損失(5 百万ユーロを上限とする)
- サービスドキュメント内で異なると明示的に記載されている場合を除き、SWIFT の不履行に起因するその他の損害や損失、もしくはあらゆる損害賠償の、以下を上限とした負担：

- (i) SWIFT が履行を怠った SWIFT のサービスと製品に対し、SWIFT が履行を怠った日付の前日までの 12 ヶ月間(関連する一連の不履行があった場合には、最初の不履行の日付の前日までの 12 ヶ月間)に、顧客が SWIFT に対して実際に支払った料金と費用の金額。顧客に適用される料金や費用がない場合は 20,000 ユーロ
- (ii) 本番環境における SWIFT のサービスと製品の提供もしくは使用に関して SWIFT ユーザーから申し立てがあった場合には、1 百万ユーロもしくは(i)で規定された金額のうちいずれか高額のなもの
- (iii) 条項 5.2 または条項 6 に基づいて発生したあらゆる債務の場合、1 百万ユーロもしくは(i)で規定された金額のうちいずれか高額のなもの

本条項 8.1 で規定されている全ての制約は、単独の不履行および一連の関連した不履行のいずれにおいても適用されます。

- 8.2 SWIFT のサービスと製品の提供および使用に関連して申し立てを行った顧客とその他の全ての顧客、およびその他の原告(もしあれば)に対する SWIFT の債務合計は、暦年で 10 百万ユーロを上限とするものとします。SWIFT のサービスと製品について行われた申し立てに関連して、SWIFT が支払うものとして暦年間に要求された金額の合計が上述を超過する場合、かかる申し立てのうち正当だと認められたものに対する賠償は、当該暦年間に行われたかかる申し立てのうち正当だと認められたもの全体に対する割合を参照して比例的に減額されるものとします。

SWIFT は、SWIFT のサービスと製品に関連して暦年間に行われた申し立てについて、当該暦年末までに支払う義務はないものとします。これに加え、SWIFT のサービスと製品について行われた申し立てに関連して、SWIFT が支払うものとして暦年間に要求された金額の合計が 10 百万ユーロを超過した場合、(i) にかかる申し立てが全て最終的に確定し、前述に従って金額が比例的に減額されるまで、または(ii) にかかる申し立てのいくつかは却下もしくは取り下げられた結果として申し立ての債務合計が 10 百万ユーロ以下に減少するまで、SWIFT はこれを支払うものではありません。

- 8.3 SWIFT のサービスと製品に関する SWIFT の顧客に対する債務は、これが同一の事象または一連の関連した事象に関連もしくは起因している場合であっても累積的になるものではありません。

- 8.4 いずれの当事者においても、不当利益は発生しないものとします。

- 8.5 いかなる場合におけるいずれの当事者も、以前に被っている同じ損失からの復旧を二度以上受ける資格があるものではありません。

- 8.6 以下の行為に起因する事象に対して、SWIFT はいかなる状況においても何ら賠償責任や債務を負うものではありません：

- SWIFT のサービスと製品の、不正もしくは許可されていない方法でのダウンロード、所有、インストール、アクセス、使用

- SWIFT のサービスと製品と組み合わせて使用する目的で、SWIFT により供給されたものではないサービスや製品の提供を受けることおよびその使用

- SWIFT が責任を負うものではない、顧客もしくは第三者による行為、過失、不作為(顧客によるあらゆるソフトウェアのダウンロードも含む)

- 不可抗力

- 8.7 サービスドキュメント内で異なると明示的に記載されている場合を除き、SWIFT は以下について何ら債務を負うものではありません(それが契約、不法行為、またはその他のいずれに基づくものであっても)：

- あらゆる間接的、特別、結果的な損失、または懲罰的損害賠償

- 損害の可能性について SWIFT が予め警告を受けていたかどうかに関わらず、何らかの理由により生じた取引上または利益の損失、収入の損失、逸失利益、契約上の損失、データの損失または破損、利用の喪失、営業権の損失、事業の中断、顧客に対するその他の当事者からの申し立て、その他の類似した金銭上の損害

- 8.8 いずれの当事者においても、自らが制御することのできない理由により義務を履行することができなかった場合、かかる当事者はいかなる損失または損害に関して他方の当事者に対する責任を負うものではありません。上述の要因には、天災、政府や政府機関による行為、行政機関(監督機関を含む)による行為、通信事業会社による行為、施設や設備管理会社による行為、サービスプロバイダーによる行為(但し SWIFT の不履行に起因するものを除く)、自然災害、戦争、火災、洪水、ストライキや労使紛争、政治的混乱、爆弾や爆発、市民的紛争、疫病など、当事者が義務を履行することをその意思に反して妨げるあらゆる要因(「不可抗力」)が含まれます。

いずれの当事者も、不可抗力を認識した時点で可能な限り早く他方の当事者にその旨を通知するものとします。不可抗力により、いずれかの当事者が SWIFT のサービス・製品に関連した義務を、60 日以上にわたって履行不可能な状態に陥った場合、他方の当事者はこの事態により影響を受ける SWIFT のサービスと製品の提供

を直ちに終了することができるものとします。いずれの当事者も、かかる事態による終了に関していかなる債務も負わないものとします。但し、この様な終了はこれに先立って発生したいかなる権利をも侵害しないものとします。

- 8.9 サービスドキュメント内で明記されている場合を除き、本条項 8 に記述されている当事者の債務の制限および除外は、条項 9 に基づく契約終了以前と同様に契約終了以後にも適用され、また SWIFT グループ内の他企業の利害のため、又、条項 8.10 に従ってライセンス、サービスプロバイダー、SWIFT のベンダーにも適用されます。
- 8.10 別途合意を交わしていない限り、それが契約、不法行為、またはその他の債務原則に基づくものであっても、いかなる場合においても第三者またはその他の SWIFT のライセンス、サービスプロバイダー、ベンダーは SWIFT のサービスと製品の提供または使用に関連して顧客が被ったいかなる損失および損害に対しても責務を負うものではありません。

9. 契約の終了

- 9.1 サービスドキュメントで別途明示されていない限り、本一般契約条件の各条項に従い、SWIFT のサービス・製品は顧客から SWIFT 契約書を SWIFT が受諾した日付から無期限で顧客に対して提供されるものとします。
- 9.2 本一般契約条件にて別途明示されている場合を除き、SWIFT および顧客のいずれの当事者も SWIFT のサービスと製品の提供に関する契約を終了させる権利があるものとします。契約の終了には、契約を終了させたい当事者がもう一方の当事者に対して 3 ヶ月前に書面にてその旨を事前通知しなければなりません。又、契約を終了させたい当事者がサービスアドミニストレーターの役割を果たしている顧客である場合は、12 ヶ月前に書面にて通知しなければなりません。
- 9.3 顧客は条項 3.5.2 に従って SWIFT のサービスと製品の提供を受けることを終了させることができますが、その場合は SWIFT に対して 1 ヶ月前に書面にてその旨を事前通知するものとします。
- 9.4 またいずれの当事者も、SWIFT のサービスと製品の提供を直ちに終了させることができます。その場合、契約を終了させたい当事者がもう一方の当事者に対して書面にてその旨を通知するものとします。但し、これは以下の場合にのみ適用されるものとします：
- もう一方の当事者がサービスドキュメントで規定された義務に対して重大な違反をしており、かかる違反が救済不可能なものである場合。または違反している旨も一方の当事者に書面にて通知された日付から 30 日経過後にもかかわらず違反が救済されていない場合
 - 一方の当事者が破綻状態にある、支払いの滞納、負債の全体もしくは大部分を期限までに支払う能力がないと認められた、または支払い猶予を申請もしくは許可された場合
 - 一方の当事者の事業および資産の全体または大部分に対して管財人、管理者、管理人、清算人が任命され、もしくはその旨の措置が取られている場合
- 9.5 SWIFT のサービスと製品の提供がサービスアドミニストレーターの承認の元に行われている場合、顧客（サービスアドミニストレーター以外の）はかかる SWIFT のサービスと製品の契約を終了する意思があることをサービスアドミニストレーターに通知しなければなりません。通常、顧客は SWIFT への契約終了通知書を、署名のためサービスアドミニストレーターに送付します。

- 9.6 SWIFT は、その他のいかなる権利または救済措置を侵害することなく、顧客（場合によっては SWIFT ユーザー、SWIFT パートナー、サービスプロバイダー）から SWIFT のサービスと製品の提供を受けることを終了する旨の通知があった場合には、直ちにこれを終了させることができるものとします。

- 9.7 SWIFT のサービスと製品の提供がサービスアドミニストレーターの承認に従って行われている場合、かかるサービスに関連している SWIFT のサービスと製品の提供は、以下において自動的かつ直ちに終了されます：

- どのような原因であるかに関わらず、サービス提供に関して SWIFT とサービスアドミニストレーターの間で締結されている SWIFT 契約が終了される場合
- 特定の顧客からの退会届出書を関連するサービスアドミニストレーターから受け取った場合

- 9.8 いずれの当事者においても、SWIFT のサービスと製品の契約終了により、サービスドキュメントで規定されている契約終了に伴い発生する義務、明示的または黙示的に有効となる義務、当該契約終了時また終了後において継続的に有効である義務より免除されるものではなく、また契約終了に関連したその他の権利や救済措置を侵害するものではありません。

- 9.9 SWIFT のサービスと製品の契約終了に伴い、SWIFT のその他の権利や救済措置を侵害することなく、顧客は SWIFT のサービスと製品に関連して SWIFT から供給された全ての資料（該当する場合はあらゆるソフトウェアを含む）を、SWIFT の指示に従って直ちに SWIFT またはその指定された代理人に返却、又は代理人により回収、もしくは破棄（破棄が完了したことを SWIFT に証明する）するものとします。但し、SWIFT 契約書に基づいて、顧客が当該資料を契約終了後も保有し続ける権利を有している場合を除きます。

10. その他

10.1 守秘義務

10.1.1 顧客の守秘義務

顧客は、SWIFT のサービスと製品を提供されることに関連して入手した全ての情報（「情報」）を、SWIFT および SWIFT が情報に関して守秘義務を負う第三者の利益のために、機密として扱う必要があるものとします。顧客は、この情報を SWIFT のサービス・製品の導入、アクセス、使用のためにサービスドキュメントの規定に従って必要であると合理的に認められる用途にのみ使用できるものとします。顧客は以下を順守する必要があります：

- 情報を、それを「必要性に基づいて」社員、代理人、サブコントラクター、専門家にのみ開示する
- SWIFT から事前に書面による同意なしに、情報を開示しない（この許可は不当に保留または遅延されないものとします）

いずれの場合においても、顧客は情報の受取人に対して情報の機密性を説明し、本条項と同様の守秘義務を当該受取人に義務付ける必要があるものとします。当該受取人による情報の使用に関する責任は、引き続き顧客にあるものとします。

本守秘義務は、SWIFT のサービスと製品に関して SWIFT と顧客の間に締結される契約が終了した後も有効です。本条項 10.1 は、顧客が以下を証明できる場合には適用されません：

- 開示時点で社会の共有知識・財産であった、もしくはその後社会の共有知識・財産になった場合（顧客が守秘義務に違反して開示した場合を除く）

- 当該情報について守秘義務を負っていない第三者から合法的に受理した場合
- SWIFT および SWIFT のサービスと製品の提供を受けることに関連したその他の企業を通じて、情報を受理する以前から、顧客がその情報を知りえた場合
- いかなる当該情報をも参照することなく、顧客が単独で開発した場合
- 法律により開示が要請された場合

10.1.1 SWIFT の守秘義務

上述の守秘義務は、必要な変更を加え、本従属節またはデータ復旧ポリシー (Data Retrieval Policy) を含むその他の関連サービスドキュメント上で規定されている範囲で、SWIFT のサービスと製品の提供を受けるにあたり顧客が SWIFT に開示した全ての情報に適用されます。特に、SWIFT は SWIFT のサービスと製品の提供または SWIFT の運営に関連した目的 (通常、SWIFT のサービスと製品もしくは SWIFT サービスや製品およびパートナーの製品の利用/提案、導入、提供、サポート、会計処理、記録管理、顧客管理の目的) にのみ、当該情報を使用するものとします。上述の目的のため、SWIFT は SWIFT グループのオフィスおよび SWIFT パートナー (明示的には、各エージェント、サブコントラクター、専門家も含まれます) と、かかるサードパーティが本従属節と同様の制約を有する守秘義務を順守することを条件に情報を共有するものとします。さらに、SWIFT の通信量の集約統合のため、SWIFT は SWIFT ユーザーと同グループに登録されている企業に顧客の情報を開示提供する場合があることを、顧客は同意・承認するものとします (SWIFT の通信量の集約統合に関するより詳細な情報は、SWIFT ユーザーハンドブック (SWIFT User Handbook) の Pricing and Invoicing を参照してください)。

10.2 協力

いずれの当事者も、サービスドキュメントに記述されているその他の義務を侵害することなく、他当事者からサービスドキュメント上に規定されている義務を順守する目的で合理的に要請があった場合には、関連場所・建物へのアクセスも含め、他の当事者に全面的な協力と支援を提供するものとします。

10.3 公式声明

SWIFT のサービスと製品の提供を受けること、またその使用に関連して公式声明を発表する場合、顧客は SWIFT とその旨を可能な限り事前協議するものとします。

10.4 修正

サービスドキュメントで別途明記されている場合を除き、サービスドキュメントの修正、変更はその旨が記述された書面により、関係当事者の正式な代表者が書面に署名するまで有効となりません。

10.5 譲渡

- 10.5.1 サービスドキュメントで別途明記されている場合を除き、顧客は SWIFT から事前に書面での承諾を得ることなく (この承諾は不当に保留または遅延されないものとします) SWIFT のサービスと製品の提供を受けること、またその使用に関連したいかなる権利や義務の譲渡、移転、サブライセンス、サブコントラクトも出来ないものとします。これは、SWIFT のサービスと製品の提供の実施およびサービスドキュメントで規定されている義務の履行が SWIFT の責任であることに基づいています。

- 10.5.2 SWIFT は、SWIFT グループの関連会社にその権利や義務を譲渡もしくは移転させることができるものとします。

- 10.5.3 SWIFT は、その義務を委任もしくはサブコントラクトに出すことができるものとします。

10.6 通知

- 10.6.1 サービスドキュメントで別途明記されている場合を除き、当事者からもう一方の当事者への通知、要請、要求、その他の通信は、全て英語で書面 (紙ベースもしくは電子媒体) で通知されるものとします (「通知」)。全ての通知は、通知を受け取る側の当事者の登録された住所の指定された受取部署または受取人 (該当する場合は) に送付されます。また本条項に従って他の住所に送付を希望する旨が通知を送付する側の当事者に連絡されている場合、他の住所に送付されます。

- 10.6.2 但し、SWIFT のサービスと製品の契約終了に関連した通知および申し立ての手続きに関する通知は、以下のように扱われなければならないものとします:

- 受領書が発行される郵便又は宅配便による送付
- MT 999 による送信

当該通知を送付する際の住所は、以下とします:

顧客: 登記上の住所、又は顧客が SWIFT に事前に通知したその他の住所

SWIFT: 登記上の住所の、SWIFT カスタマーオーダーングサービス (SWIFT Customer Ordering Services) 宛、もしくは従属節 10.11.4 に従って申し立てが行われる場合は SWIFT の主監査役 (Chief Auditor) 宛

全ての通知は、受取人により受領された時点で有効と見なされるものとします。

10.7 契約の分離 - 権利不放棄

- 10.7.1 本一般契約条件を含め、SWIFT のサービスと製品の提供と使用を統制している契約条件は分離することができ、契約条件の一部が管轄権を有する裁判所もしくはその他の所轄官庁により無効、違法、強制力がないと判断された場合にはかかる部分を分離し、かかる部分以外の契約条件は引き続き法律で認められている最大限の範囲で有効かつ強制力があるものとします。

- 10.7.2 従属節 10.11.3 に従い、いずれの当事者がサービスドキュメントで規定されている契約条件に基づいた権限、権利、救済措置の実行を遅延もしくは順守しなかった場合においても、これはかかる契約条件の放棄と見なされるものではなく、またかかる権限、権利、救済措置の単独もしくは部分的な実行を排除するものではありません。

10.8 信認関係に非ず

サービスドキュメントに別途明記されていない限り、SWIFT は顧客の代理人、受託者、管財人、およびその他代理人ではありません。SWIFT と顧客の関係は代理人と本人に当たるものではなく、顧客は SWIFT に対していかなる義務を付与する権限を持つものではありません。

10.9 完全合意

- 10.9.1 サービスドキュメントは SWIFT のサービスと製品の導入、提供、使用に関して SWIFT と顧客が完全に合意した契約条件を明記して

おり、これに先立って書面または口述で行われたサービスドキュメントの内容に関する全ての交渉、説明、提案、記述、合意、約束効果を失効させ、これらに優先するものとします。

10.9.2 いずれの当事者も、サービスドキュメントの締結にあたり、サービスドキュメントが締結される以前になされたあらゆる発言、説明、保証、合意について、これらがサービスドキュメントに組み込まれていない限り、かかる発言、説明、保証、合意内容に依存または救済措置としないことに同意、承諾するものとします。

10.9.3 いずれの当事者も、もう一方の当事者または代表者もしくは代理人によりサービスドキュメントの締結を誘導されたものではないことに同意、承諾するものとします。

10.10 準拠法

本一般契約条件を含め、SWIFT のサービスと製品の提供および使用を規定する契約条件はベルギー王国の法律に準拠するものとします。

10.11 紛争の解決

予備段階

10.11.1 申し立てを行うにあたり、かかる請求を行う当事者はそれが契約、不法行為、またはその他のいずれに基づくものであっても、SWIFT のサービスと製品へのアクセスや使用に関連して適用される全ての役割、責任、義務を果たしている事を確約します。

調停 - 期限

10.11.2 いずれの当事者も、SWIFT のサービスと製品の提供に関連して生じた全ての紛争を実務レベル(SWIFT の当該顧客を担当している担当者またはその代理人と、当該顧客の代表者または代理人の間で)で解決するべく、商業的に妥当な全ての努力を行うものとします。上述の当事者の代表者間において 15 日以内に合意に達することができず、顧客が未解決の紛争を裁判所に提出する場合、顧客は条項 10.11.4 に従って専属管轄裁判所であるブリュッセル裁判所(the Courts of Brussels, ベルギー王国)に当該紛争を提出することに合意するものとします。

有効な申し立てにするため、かかる請求をする顧客は適切な申し立て手順に従って手続きし、SWIFT はこれを以下の期限内に受け取る必要があります:

- 請求書に関する申し立ての場合、当該請求書の日付から 30 日以内(より詳細な情報は、SWIFT ユーザーハンドブックの Pricing and Invoicing モジュールを参照してください)
- メッセージまたはファイルに関する申し立ての場合、当該メッセージまたはファイルの配信確認(FIN メッセージと SWIFT メッセージ、否認防止がつけられているファイルのみ)が出された(断定された)日付、もしくは発信された(その他の全ての SWIFTNet メッセージとファイル)日付から 3ヶ月以内
- その他の全ての申し立ては、当該申し立てを行う顧客がその事態を認識(またはかかる事態について合理的に認識)した日付から3ヶ月以内

本番環境のメッセージに関する紛争

10.11.3 しかし、本番環境における SWIFT のサービスと製品に関して SWIFT ユーザーから SWIFT に対して係争が申し立てられた場合、以下が適用されます:

申し立ての手順

SWIFT から入手した適切なフォーム(該当する場合)に英語で記入し、当該申し立てを行う SWIFT ユーザーの正式代表者が署名したものを、ベルギー王国の SWIFT の登記住所宛(宛先人は SWIFT 主監査役)に受領書が発行される郵便で郵送します。

SWIFT は有効な申し立て通知を受け取った場合、当該申し立て通知に対して受取日から 15 営業日以内に郵便返送することでその受領を確認します。

調査

申し立て調査は、契約、不法行為、またはその他のいずれに基づくものであっても、SWIFT および SWIFT ユーザーが各々の果たすべき役割や責任を順守、遂行しているかについて、制限されることなく調査が行われます。

申し立てを行った SWIFT ユーザーは、申し立ての妥当性の確認およびその検証に必要であると SWIFT が合理的に要求する全ての情報を提供するものとします。これには SWIFT ユーザーおよび関連する公認の第三者によるあらゆる行動、過失、不作為に関する情報のほか、当該申し立てを行う SWIFT ユーザーにより保持されているその他の情報も含まれます。

SWIFT は、当該申し立ての調査に合理的に必要、また一般的に当該申し立ての手続きに関連する義務、権利、救済措置の実行に必要な場合、SWIFT が保存する通信データおよびメッセージデータを抽出する権利を有するものとします。

SWIFT は、申し立ての全体または一部を拒否、異議申し立て、承諾を行い、当該申し立て通知を受け取った日付から 3ヶ月以内に当該申し立てを行った SWIFT ユーザーに対して通知を書面にて送付し、必要に応じて当該申し立てに関して適切な金額を支払うものとします。

SWIFT 理事会

申し立てを行った SWIFT ユーザーが、当該申し立てに対する SWIFT の決定に不服である場合、当該決定に関する SWIFT からの通知を受け取った日付から 1ヶ月以内に SWIFT 理事会のチェアマンに(ベルギー王国の SWIFT の登記住所宛)書面にてその旨を通知しなければなりません。これを行わなかった場合、当該申し立てを行ったユーザーは SWIFT の決定に対してさらに紛争を起こす権利を失い、SWIFT は申し立てに関連してそれ以上の債務をいかなる意味でも負うものではありません。SWIFT 理事会のチェアマンは、上述の不服申し立て通知を受け取った場合、受け取った日付から 15 営業日以内に書面で返信することにより受け取りを確認します。

SWIFT 理事会のチェアマンは、上述の不服申し立て通知を受け取った場合、これに対応するための理事委員会(「SWIFT 理事委員会」)を指名するものとします。SWIFT 理事委員会は 3名の理事から構成されますが、うち 2名の理事が同国から選出されることはないものとし、実行可能である限りにおいていずれの理事も不服を申し立てている SWIFT ユーザーと同じ国の代表ではなく、またかかる国に関係もしくは雇用されていないものとします。SWIFT 理事委員会の法律顧問および SWIFT の最高経営責任者(CEO)は、SWIFT 理事委員会の職権上、投票権のないメンバーとなるものとします。

不服を申し立てている SWIFT ユーザーと SWIFT は、SWIFT 理事委員会にかかる件を提示する公式代理人をそれぞれの負担において指名することができます。いずれの当事者も SWIFT 理事委員会に英語の書面にて申し立て内容を提示するものとし、SWIFT 理

事委員会はこれに加えて裁量により口頭での説明を要求することができるものとします。

不服の申し立てを行う SWIFT ユーザーは、申し立ての妥当性の確認および検証が必要であると SWIFT 理事委員会が合理的に要求する全ての情報を提供するものとします。

SWIFT 理事委員会は不服申し立ての全体または一部を拒否、異議申し立て、又は承諾を行います。不服申し立て通知を SWIFT 理事会のチェアマンが受け取った日付から 3 ヶ月以内にかかる不服申し立てを行った SWIFT ユーザーに対してその内容を記載した通知を書面にて送付し、必要に応じて申し立てに関して適切な金額を SWIFT は支払うものとします。

仲裁

不服申し立てを行った SWIFT ユーザーが、不服申し立てに対する SWIFT 理事会の決定を不服として仲裁裁判所に申し立てを行う場合、当該決定に関する SWIFT 理事会からの通知を受け取った日付から 1 ヶ月以内に SWIFT の最高経営責任者 (CEO) 宛に (ベルギー王国の SWIFT の登記住所宛) 書面にてその旨を通知しなければなりません。

不服申し立てを行った SWIFT ユーザーと SWIFT の間にあるいかなる未解決の紛争も、国際商業会議所 (ICC) により定められた調停・仲裁規則に基づいて最終的な解決を見るものとし、かかる調停・仲裁規則で認められている範囲で以下が適用されます:

- いずれの当事者も調停者を指名するものとします。SWIFT の調停者は、SWIFT 理事委員会が責任を持って指名します。調停者は当事者から独立したものとし、仲裁裁判所のメンバー人数が偶数である場合は上述で指名されている調停者によりもう一人の調停者が指名されるものとします。どちらかの当事者からの要求があれば、かかる追加調停者はいずれの当事者により指名された調停者とも異なる国籍の調停者が指名されるものとします。
- 仲裁裁判はブリュッセル (ベルギー王国) で英語で行われるものとします。

10.11.4 本条項に記述されている行為や通知期限の最終日がベルギー王国の営業日外にあたる場合、記載されている期限は全てベルギー王国におけるその翌営業日になるものとします。

10.11.5 不明確さの回避のため、全ての当事者間において別途合意されていない限り、上述の申し立て手続きのいかなる内容も、申し立て手続中、また申し立てが最終的に解決もしくは裁定されるまでは、当事者がそれぞれの義務を遂行することに影響を与えると解釈されません。